

広島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月六日

広島県収用委員会 会長 那須野 徳次郎

広島県収用委員会規則第一号

広島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

広島県収用委員会運営規則（昭和三十年収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二号を加える。

十九 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示決定等

二十 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。